

## 会議録・平成30年6月13日第2回定例会

1. 招集の年月日 平成30年5月31日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 6月13日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 13名

1番	上田	清	2番	伊豆	千夜子
3番	山内	理	5番	中井	啓悟
6番	松本	忍	7番	江	京子
8番	樋口	文隆	9番	北岡	泰
10番	阪井	勇男	11番	綿民	和子
12番	奥山	幸洋	13番	乾	健郎
14番	辻井	成人			

1. 欠席議員 なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田中 一夫

議会書記 畑 弘人 松本 章

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	下村 良次	総 務 課 長	浅尾 恵次
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	大西 孝明
人権生活環境課長	松井 友吾	福祉ほけん課長	吉川 伸幸
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	健康あゆみ課	西岡 郁玲
農水商工課長	菅野 亮	まち整備課長	西尾 直伸
斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫	教育総務課長	西尾 仁志
こども課長	下村由美子	農業委員会事務局長	世古口和也
上下水道課長	堀 真		

## 1. 会議録署名議員

11番 綿 民 和 子

12番 奥 山 幸 洋

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

(総務産業常任委員会)

日程第3 発議第6号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

日程第4 発議第7号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

日程第5 発議第8号 日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

日程第6 発議第9号 地域材の利用拡大推進を求める意見書

日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第1号)

日程第8 報告第1号 平成29年度中学校建設事業継続費繰越計算書

日程第9 報告第2号 平成29年度津波対策緊急整備事業(津波避難タワー建設事業)繰越明許費計算書

日程第10 報告第3号 平成29年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書

日程第11 報告第4号 平成29年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書

日程第12 報告第5号 平成29年度急傾斜地災害緊急対策事業繰越明許費計算書

日程第13 報告第6号 平成29年度中学校建設事業(実施設計業務委託)繰越明許費計算書

日程第14 報告第7号 平成29年度農地災害復旧事業繰越明許費計算書

- 日程第15 報告第8号 平成29年度道路橋梁災害復旧事業繰越明許費計算書
- 日程第16 報告第9号 平成29年度修正小学校災害復旧事業繰越明許費計算書
- 日程第17 報告第10号 平成29年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書
- 日程第18 議案第11号 平成29年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道事業 工事請負費）繰越明許費計算書
- 日程第19 議案第44号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第45号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第46号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第47号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第48号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第49号 明和町道路線の変更について
- 日程第25 議案第50号 平成30年度明和町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第51号 平成30年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第52号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第53号 平成30年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第54号 平成30年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

(午前 9時 00分)

### ◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第2回明和町議会定例会第2日目の会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いします。

---

### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

11番 綿 民 和 子 議員

12番 奥 山 幸 洋 議員

の両名を指名します。

---

### ◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

本件について報告を求めます。

まず、総務産業常任委員会 松本委員長、登壇願います。

○総務産業常任委員長（松本 忍） おはようございます。

それでは、所管事務調査報告をさせていただきます。

平成30年度第1回定例会において、閉会中の継続調査となりました下記調査事件について、会議規則第77条の規定により、調査結果を次のとおり報告します。

1. 調査事件 町単事業について

2. 委員会開催日 平成30年5月23日

3. 委員会出席者 委員6名、議長、町長、教育長、関係の課長・係長

4. 調査の概要 5月23日に開催された委員会では、農水商工課からは、土地改良補助事業5箇所、農道舗装事業3箇所の採択箇所（案）について、概要説明と詳細な現地調査を行いました。

平成30年度分の採択箇所（案）は、農水商工課は、自治会並びに土地改良区の要望の中から、緊急性等を考慮し作成しました。

農水商工課の土地改良補助事業は、6箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は5箇所を予定しており、全体進捗率は83.3%です。

農道舗装事業は21箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は3箇所を予定しており、全体進捗率は19.0%です。

5月23日の委員会では、委員から特に質疑はありませんでした。

5. 調査の結果 農水商工課所管事業、土地改良補助事業5箇所、農道舗装事業3箇所の採択案を、それぞれ全員賛成で認めることに決定しました。

なお、まち整備課の町単事業の採択については、今年度から始まる国の公共施設等適正管理推進事業の交付決定を待ち、町単改良事業、町道舗装事業、環境整備事業の採択をお願いしたいとの説明を受け承諾しました。

8月に委員会を開催し、採択箇所の決定をいたします。

以上、総務産業常任委員会の調査報告させていただきます。

○議長（辻井 成人） 松本委員長の報告が終わりました。

補足説明をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

以上、日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を終わります。

---

#### ◎発議第6号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第3 発議第6号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第6号の質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(辻井 成人)** 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第6号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書を採決します。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

**○議長(辻井 成人)** 起立全員です。

従って、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

早速関係機関に送付します。

---

### ◎発議第7号の上程～採決

**○議長(辻井 成人)** 日程第4 発議第7号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(辻井 成人)** ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。



(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第7号の質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第7号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書を採決します。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

早速関係機関に送付します。

---

### ◎発議第8号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第5 発議第8号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(辻井 成人)** 質疑される方がないので、これで発議第8号の質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(辻井 成人)** 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第8号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書を採決します。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

**○議長(辻井 成人)** 起立全員です。

従って、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

早速関係機関に送付します。

---

### ◎発議第9号の上程～採決

**○議長(辻井 成人)** 日程第6 発議第9号 地域材の利用拡大推進を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第9号の質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第9号 地域材の利用拡大推進を求める意見書を採決します。

発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

早速関係機関に送付します。

---

### ◎承認第4号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第1号)を議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長（寺前 和彦）** おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程されました、承認第4号 専決処分した事件の承認について、平成30年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成29年度明和町齋宮跡保存事業特別会計に財源不足が生じ、その財源補てんとして繰上充用が必要となったため、専決処分をさせていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

齋宮跡・文化観光課長。

**○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫）** 詳細説明をいたします。

歳出から説明します。

議案書の12ページ、13ページをご覧ください。

3款・前年度繰上充用金、1項・前年度繰上充用金、1目・前年度繰上充用金、22節・補償補てん及び賠償金で1,744万8,000円の追加で、前年度会計の繰上充用金でございます。

戻っていただきまして、歳出を説明いたします。

議案書10ページ、11ページをご覧ください。

1款・国庫支出金、1項・国庫補助金、3目・歴史的風致維持向上計画補助金、2節・過年度分歴史的風致維持向上計画補助金で1,744万8,000円の追加です。過年度分の社会資本総合整備計画交付金で前年度繰上充用金の財源でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

この件は承認事項であります。特に質疑される方がありましたお受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで承認第4号の質疑を終わります。

これから、承認第4号 専決処分した事件の承認について、平成30年度明和町 斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

---

### ◎報告第1号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第8 報告第1号 平成29年度中学校建設事業 継続費繰越計算書を議題とします。

報告を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 失礼します。

3月31日付けで、継続費補正の専決処分をさせていただき、5月15日の臨時会で報告をいたしました。平成29年度中学校建設事業継続費繰越計算書の報告でございます。

議案書15ページの歳入歳出事項別明細書でご説明をいたします。

まず歳入でございますが、国庫支出金といたしまして、1億9,721万7,000円、繰越金といたしまして、3,364万1,000円、町債で5億7,710万円、合計8億795万8,000円でございます。

歳出は、中学校費の29年度中学校建設事業の中で、役務費といたしまして、翌年度繰越額215万8,000円、工事請負費といたしまして、8億580万円でございます。合わせまして、8億795万8,000円でございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第1号を終わります。

---

### ◎報告第2号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第9 報告第2号 平成29年度津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

防災企画課長。

**○防災企画課長（中谷 英樹）** 報告第2号 平成29年度津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）繰越明許費計算書について、ご報告を申し上げます。

この津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）は造成工事、新築工事について、年度内での執行が困難なため3月議会でお認めいただき、繰

越明許した件でございます。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。

歳出9目・災害対策費において、1億1,500万円を繰越させていただきました。この津波避難タワー建設事業は、山大淀地内、行部地内の津波避難タワー造成工事、山大淀地内の建築工事にかかるもので、年度内での執行が困難なため、翌年度に繰り越したものでございます。

次に歳入、事業名は平成29年度津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）でございます。

14款・国庫支出金6,234万円、19款・繰越金856万円、21款・町債4,410万円、合計1億1,500万円となります。

以上、よろしく願いをいたします。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第2号を終わります。

---

### ◎報告第3号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第10 報告第3号 平成29年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

農水商工課長。

**○農水商工課長（菅野 亮）** 失礼します。

報告第3号 平成29年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

この水産物供給基盤機能保全事業は、下御糸漁港の行路浚渫と砂の流出を防止する囲い矢板を打設する事業です。昨年度中に測量設計し、三重県及び水産庁と工法協議を行ってまいりましたが、工法の承認までに時間を要したこと等から工事期間がノリ養殖時期と重なってきたため、繰越をいたしました件でございます。

それでは詳細につきまして、ご説明いたします。

19ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

歳出といたしまして、2目・漁港費の15節・工事請負費1億5,500万1,000円のうち、前払い金3,000万円を差し引いた1億2,500万1,000円を繰越しいたしました。

歳入といたしましては、県支出金6,250万円、繰越金630万1,000円、町債5,620万円で、歳入合計金額が1億2,500万1,000円でございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第3号を終わります。

---

### ◎報告第4号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第11 報告第4号 平成29年度社会資本整備総



合交付金事業繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

まち整備課長。

**○まち整備課長（西尾 直伸）** それでは、報告第4号 平成29年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書について、ご報告させていただきます。

この社会資本整備交付金事業は、下御糸小学校の通学路安全対策として、田屋地内にして歩道整備を行っております。

昨年の台風被害の影響を受けて、工法を再検討したため材料調達に期間を有することがわかり、3月議会でお認めいただき、明許繰越をしたものでございます。

それでは、詳細につきまして、ご説明させていただきます。

21ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず歳出といたしまして、3目・道路新設改良費、15工事請負費1億6,768万2,000円のうち3,140万円を繰越させていただきました。

歳入といたしまして、国庫支出金1,695万5,000円、繰越金190万5,000円、町債1,250万円、合計3,140万円でございます。

以上、報告を終わります。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第4号を終わります。

## ◎報告第5号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第12 報告第5号 平成29年度急傾斜地災害緊急対策事業繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 報告第5号 平成29年度急傾斜地災害緊急対策事業繰越明許費計算書について、ご説明させていただきます。

この急傾斜地災害緊急対策事業は、東池村地内の急傾斜地崩壊箇所を、三重県、県松阪建設部が施工するにあたり、その工事施行が30年度に繰越されたものによるものでございます。

町の負担は10%を3月議会でお認めいただき、明許繰越したものでございます。

それでは、詳細につきましてご説明させていただきます。

23ページの明細書をご覧ください。

まず歳出といたしまして、1目・河川総務費、19節・負担金補助及び交付金でございます。400万円のうち380万円を繰越させていただきました。

歳入といたしましては、繰越金380万円でございます。

報告、以上終わります。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第5号を終わります。

---

## ◎報告第6号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第13 報告第6号 平成29年度中学校建設事業（実施設計業務委託）繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 報告第6号 平成29年度中学校建設事業（実施設計業務委託）繰越明許費計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

こちらにつきましては、平成29年度に基本設計の完成後に実施設計のほうに移りましたけれども、29年度内の完成が不可能となったために、30年度に繰越をお願いさせていただいたものでございます。

詳細につきまして、25ページの事項別明細書をご説明させていただきます。

歳出でございますけれども、10款の教育費の中で、事業名が中学校建設事業実施設計業務委託の中で、金額1億500万円のうち翌年度繰越したのが、6,654万円でございます。

歳入につきましては、繰越金が1,664万円、町債につきまして4,990万円、合計で6,654万円でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第6号を終わります。

---

## ◎報告第7号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 程第14 報告第7号 平成29年度農地災害復旧事業  
繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 報告第7号 平成29年度農地災害復旧事業繰  
越明許費計算書につきまして、ご報告いたします。

この農地災害復旧事業は、昨年10月に発生した台風21号により甚大な被害を受けた農業施設等の復旧工事等で、1月の臨時議会で補正予算をお認めいただき、事業着手をいたしました。補助申請や地元調整に時間を要し、年度内の工事完了が見込めなかったことから、繰越明許をいたしました。

また、3月定例会で追加議案としてお認めいただきました、明星幹線排水路の近鉄横断部の測量設計についても、繰越をしております。

それでは、詳細についてご説明いたします。

27ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

歳出といたしまして、1目・農地災害復旧費の13節・委託料2,574万6,000円のうち、1,074万6,000円を繰越いたしました。こちら先ほど申し上げました明星幹線排水路の近鉄横断部の測量設計に要する費用でございます。

15節・工事請負費は4,089万7,000円、19節・負担金補助及び交付金は654万円、全額を繰越させていただきました。合計で5,818万3,000円でございます。

歳入といたしましては、県補助金3,072万1,000円、繰越金2,266万2,000円、町債480万円で、歳入合計金額5,818万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第7号を終わります。

---

### ◎報告第8号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第15 報告第8号 平成29年度道路橋梁災害復旧事業繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） それでは、報告第8号 平成29年度道路橋梁災害復旧事業繰越明許費計算書をご説明させていただきます。

この事業は昨年の台風災害で起きたところの道路災害の法面復旧のところでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書について、説明させていただきます。

資料は29ページでございます。

歳出といたしまして、1目・道路橋梁災害復旧事業費、15工事請負費、1,500万円のうち繰越金990万円を繰越させていただきたいものでございます。

歳入といたしましては、19繰越金990万円でございます。

報告、以上で終わります。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お

受けたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第8号を終わります。

---

### ◎報告第9号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第16 報告第9号 平成29年度修正小学校災害復旧事業繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

教育総務課長

**○教育総務課長（西尾 仁志）** 報告第9号 平成29年度修正小学校災害復旧事業繰越明許費計算書につきまして、ご報告申し上げます。

こちらにつきましては、昨年10月の台風により発生いたしました修正小学校体育館西側の擁壁が崩れた部分でございますけれども、こちらの災害復旧にかかる補助額の決定が、年度末となりまして繰越をさせていただきました。事業実施が30年度となったことによるものでございます。

31ページの事項別明細書をご説明させていただきます。

歳出でございますけれども、公立学校施設災害復旧費につきまして、役務費といたしまして、翌年度繰越額4万6,000円、工事請負費で1,107万8,000円でございます。

歳入では国庫支出金が711万8,000円、繰越金が50万6,000円、町債で350万円、合わせて1,112万4,000円でございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第9号を終わります。

---

### ◎報告第10号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第17 報告第10号 平成29年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

**○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫）** それでは、報告第10号 平成29年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書について報告いたします。

これは歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画にかかる推進事業費で、3月議会で繰越明許をお認めいただいたものでございます。

33ページの歳入歳出事項別明細書でご説明いたします。

まず歳出といたしまして、4目・歴史的風致維持向上計画推進費で、13節・委託費28万1,000円、15節・工事請負費で5,393万円、19節・負担金補助及び交付金7万5,000円、22節・補償補てん及び賠償金で71万4,000円の合計5,500万円を繰越するものでございます。

内容は、町道坂本斎宮線の整備事業、祓戸散策路整備事業、情報板の設置事業でございます。

歳入といたしましては、1款・国庫支出金で、1節・歴史的風致維持向上

計画補助金で2,119万5,000円、4款・繰越金、1節・繰越金で1,050万5,000円、7款・町債、1節・都市再生整備計画事業債で2,330万円の合計5,500万円でございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第10号を終わります。

---

### ◎報告第11号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第18 報告第11号 平成29年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道事業 工事請負費）繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

**○上下水道課長（堀 真）** それでは、報告第11号 平成29年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道事業 工事請負費）繰越明許費計算書について、ご報告させていただきます。

宮川流域関連公共下水道につきましては、補助対象額内の事業費調整のため、昨年12月議会定例会におきまして、工事費の増額をお認めいただき、本年1月末に管路工事の18工区、19工区を発注させていただきました。また、



本年度に入り管路施設工事20工区と宮川流域4号接続点の工事を発注させていただいたもので、3月議会におきまして認めいただき繰越明許した件でございます。

それでは、詳細についてご説明させていただきます。

ページ数35ページをお願いいたします。

まず歳出といたしまして、2目・施設建設事業費の15節・工事請負費で、3億9,459万7,000円のうち9,890万円を繰越させていただきました。

歳入といたしまして、国庫補助金4,230万円、繰越金570万円、町債5,090万円で、歳入合計9,890万円でございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第11号を終わります。

---

### ◎議案第44号～46号の上程・質疑・討論・採決

**○議長（辻井 成人）** お諮りします。

日程第19 議案第44号から、日程第21 議案第46号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** ご異議なしと認めます。従って、

- 日程第19 議案第44号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第45号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第46号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長（寺前 和彦）** ただいま一括上程されました議案第44号から議案第46号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第44号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第45号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第46号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に係る基準の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

福祉ほけん課長。

**○福祉ほけん課長（吉川 伸幸）** 議案第44号から議案第46号につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書は36ページから41ページでございます。

定例会資料5-2-1をご覧ください。

3件の介護保険条例の一部改正等について、概要を示させていただいております。

それぞれの条例改正にかかる新旧対照表を、資料5-2-2から5-2-6に添付しておりますので、ご参照ください。

まず、議案第44号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件は介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

定例会資料5-2-2の新旧対照表をご覧ください。

介護保険法施行令において、居宅介護サービス費等にかかる所得の額の算定にあたって、取得税にかかる譲渡所得の特別控除額を勘案することなど、所要の規定が整備されたため、同条項を引用する第2条の保険料率の算定基準の特別控除額にかかる規定を改正するものでございます。

この条例の施行は平成30年8月1日からといたしたいと考えております。

次に、議案第45号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につき

まして、詳細説明を申し上げます。

本件は国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

資料5-2-3の新旧対照表にあります、第5条と第46条につきましては、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護の適用を行う訪問介護人指定夜間介護型訪問を行う介護人等について、介護保険法施行規則で規定されたことに伴い文言を加えたものでございます。

第16条につきましては、地域密着型介護サービス費の代理受領の要件を定めた介護保険法施行規則の条項を明記したものでございます。

資料5-2-4の新旧対照表にあります、第59条の9第1項第6号については、引用する介護保険法第5条の条項改正に伴い修正するものでございます。

資料5-2-4の新旧対照表にあります、59条の9第1項第4号と59条の10については、国が定める基準の表記におきまして、指定地域密着型通所介護従事者について、指定という文言が削除されておりますので、これに習って削除したものでございます。

資料5-2-5の第59条の20の3と第190条については、文言整理のために修正するものでございます。

この条例の施行は公布の日からといたしたいと思っております。

次に、議案第46号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本件は国が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に基づき、本条例の一部

を改正するものでございます。

資料5-2-6の新旧対照表にあります、第4条につきまして、引用する介護保険法第5条の条項改正に伴い修正するものでございます。

施行は公布の日からといたします。

以上、ご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** まず、議案第44号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで議案第44号の質疑を終わります。

続きまして、議案第45号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで議案第45号の質疑を終わります。

続きまして、議案第46号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで議案第46号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(辻井 成人)** 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第44号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

**○議長(辻井 成人)** 起立全員です。

従って、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

**○議長(辻井 成人)** 起立全員です。

従って、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

以上で一括上程した議案の採決を終わります。

---

◎議案第47号～48号の上程・質疑・討論・採決

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第22 議案第47号から、日程第23 議案第48号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。従って、

日程第22 議案第47号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第48号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に  
関する条例の一部を改正する条例

を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま一括上程されました議案第47号、議案第48号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第47号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同条例第13条にさいくう平安の杜の使用料を定めており、適正な管理と効果的な運用を図るため、使用料の額を定めた別表の改正をお願いするものでございます。

次に議案第48号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例につきましては、同条例第13条に、いつきのみや地域交流センターの使用料を定めており、適正な管理と効果的な運用を図るため、使用料の額を定めた別表の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

**○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫）** 議案第47号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

議会資料の14-1-2の新旧対照表をご覧ください。

利用促進と利便性の向上を図るため、平安の杜の復元建物の使用料を改正するものでございます。

改正点の主なものとしまして、時間区分を1時間あたりと、それから4時間、8時間の設定にいたしました。

平日・土日・休日の区分をなくし全日一律といたしました。

県外の方の使用料を3倍から2倍に引き下げをいたしました。

4点目として、冷暖房使用料につきましては、使用料に含むといたしました。

この条例の施行は、10月1日からといたします。

次に、議案第48号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議会資料の14-1-3をご覧ください。

利用促進と利便性の向上を図るため、いつきのみや地域交流センターの使用料を改正するものでございます。

改正点の主なものとしまして、時間区分を1時間あたりと、4時間、8時



間の設定にいたしました。

それから、平日・土日・休日の区分をなくして一律といたしました。

それから、エントランスでのパネル展示のみを使用する場合と、それから、全館使用する場合の区分を追加いたしました。

町外の方の使用料を3倍から2倍に引き下げをいたしました。

冷暖房使用料につきましては、使用料に含むとしました。

この条例の施行は、10月1日からといたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** まず、議案第47号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで議案第47号の質疑を終わります。

続きまして、議案第48号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで議案第48号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 討論される方がないので、これで討論を終

わります。

これから、一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第47号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

**○議長（辻井 成人）** 起立全員です。

従って、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

**○議長（辻井 成人）** 起立全員です。

従って、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

以上で一括上程した議案の採決を終わります。

---

### ◎議案第49号の上程～採決

**○議長（辻井 成人）** 日程第24 議案第49号 明和町道路線の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長（寺前 和彦）** ただいま上程されました、議案第49号 明和町道路線の変更について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、道路境界確認を行った際、民地敷を町道認定している事実が確認され、道路認定の一部を廃止し、認定を行う必要が生じたため、道路法第8

条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

**○まち整備課長（西尾 直伸）** 議案第49号 明和町道路線の変更について、詳細説明を行います。

議会資料9-1-1をご覧ください。町道路線の変更の一覧となっております。

1 路線を変更するものでございます。

続きまして、資料9-2-1をご覧ください。

変更路線ですが、上村地内の麻生11号線付近で、道路境界確認を行った際、青色線の部分が民地敷を認定している事実が確認されたため、青色線の部分から赤線の部分に町道を変更するものでございます。

なお廃止による道路利用の影響及び建築等への影響については、支障がないことを確認済みでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

**○9番（北岡 泰）** ちょっと教えていただきたいと思います。

これは道路認定を過去にしとるわけなんですけど、その時に、なぜ民地敷であったかどうかというのがわからなかったのかというのを、経過を教えてくださいとありがたいのと。

これ今回、道路認定から廃止された部分ですね、これまでの固定資産税と

というのはどんなふうになるのかというのを教えてください。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 道路認定の当初でございますが、昭和58年当時、その当時、明和町全体を一括認定した時に、航空写真等で認定を行った時に、道路形態があるところも誤って認定されたと推測いたします。

それから、固定資産の件につきましては、詳細を調べておりませんので、もう一度改めて報告させていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（辻井 成人） この固定資産について、税務のほうでわかりませんか。

どうぞ、税務課長。

○税務課長（大西 孝明） 失礼します。

この今回の議案の町道認定路線とは、また別な件でよく似た事例がございますして、今現在、弁護士とこういった場合、どうなのかということも協議とどうか、弁護士に照会をかけておる最中でございますので、もう少しこういった件の場合ですね、固定資産税はどうするのかということにつきましてですね、弁護士と今、協議中でございますので、また協議でき次第ですね、弁護士の指示に従って、固定資産の適正な賦課のほうをしていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

どうですか、北岡議員。

○9番（北岡 泰） もう1点、教えていただきたいと思います。

道路認定をすると、国のほうからの交付金の算定か何かにも影響すると思うんですけど、こういう場合はどんなふうに影響してくるんでしょうか。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） 道路認定されますと、交付税で道路の延長で交付税の算定がなされます。これは今までは認定しておりましたんで、認定替えになった時から、交付税のほうが減らされるということに相成るわけでござ

います。

事実上は認定はできないところをしておったわけでございますけど、しておりましたので、帳簿上はそういう形の処理になると思いますので、錯誤で返せとか、そういうことにはちょっとならんのかなというふうに思っています。

ですから、認定替えをした日を基準に交付税が、今回、延長が減ることによって減額されるということになろうかと思えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） また、こういうことがないように、しっかりと道路の認定等の確認をしていただきたいと思えます。以上です。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第49号 明和町道路線の変更についてを採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第50号～54号の上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第25 議案第50号から、日程第29 議案第54号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。従って、

日程第25 議案第50号 平成30年度明和町一般会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第51号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第52号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第53号 平成30年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第54号 平成30年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、議案第50号から議案第54号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号 平成30年度明和町一般会計補正予算（第1号）につきましては、総額1億1,450万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものとしたしまして、総務費では、地域振興費で、一般コミュニティ助成事業の自治会助成金を追加補正でお願いしています。

民生費では、国民年金事務費で、電算委託料、高齢者福祉費で介護保険特

別会計繰出金を追加補正でお願いしています。

農林水産業費では、農地費で、農業基盤整備促進事業にかかる補助費確定に伴う工事費、県単事業として、土地改良区補助を追加補正でお願いしています。

商工費は観光費で、大淀海岸キャンプ場便益施設改修にかかる工事費、大淀祇園まつり特別補助として、観光協会補助金を追加補正でお願いしています。

教育費は、学校管理費で大淀小学校空調設置設計業務委託料、学校運営費では国の補助確定に伴う理科振興備品の購入費、文化財保護活用費で斎宮跡保存事業特別会計への繰出金、体育施設費で町営テニスコート人工芝張替えのための工事費を追加補正でお願いしています。

諸支出金では、ふるさと寄附基金積立金で、平成29年度分のふるさと寄附金を基金へ積み立てるため、追加補正をお願いしています。

災害復旧費では、農地災害復旧費で起債事業確定に伴う復旧工事費を、追加補正でお願いしています。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債が主な財源でございます。

次に、議案第51号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、340万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、日本町遺産活用推進費で明和日本遺産活用推進協議会交付金を追加補正でお願いしています。

歳入につきましては、主に繰越金の国庫支出金への組替えをお願いするものでございます。

次に、議案第52号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、20万円の追加補正をお願いするものでございます。これは過年度の過誤納付還付金を追加補正でお願いするものでございま

す。

次に、議案第53号 平成30年度明和町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、20万円の追加補正をお願いするものでございます。

これは過年度の過誤納付還付金を追加補正でお願いするものでございます。

次に、議案第54号 平成30年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、187万円の追加補正をお願いするものでございます。

これは一般管理費で介護事業所実施指導委託料を任意事業費で、成年後見制度にかかる経費を追加補正でお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第50号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第50号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 7目・企画費でございます。企画費は9万円の増額となります。

13節・委託料は9万円の増額をお願いするもので、子どもの居場所づくりの取り組みの一つとして、子ども食堂の開催につきまして、現在、包括連携協定を提携している皇學館大学に、研究委託するものです。

委託内容は、子ども食堂の開催運営についての調査、子ども食堂のモデル開催、子ども食堂のモデル開催後の総括といったものになります。

9目・災害対策費は14万3,000円の増額となります。



13節・委託料は14万3,000円の増額で、これは災害時要援護者情報管理システムの備考欄というのがございまして、備考欄に定置入力ができるようシステム改修をする委託経費となります。

現在、このリストにつきましては、自治会長さん、民生委員さん、消防団、消防署、明和交番、社会福祉協議会などに配布しておりますが、備考欄です、ね、現住所等の入力が可能になるように、システム改修する変更のための委託でございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 19節・負担金補助及び交付金210万円は、コミュニティ助成事業費で、金剛ヶ丘自治会への一般コミュニティ助成事業でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 民生費、13節・委託料84万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、国民年金の産前産後免除期間の保険料免除や国民年金保険料免除納付猶予申請の様式変更等に伴う、国民年金のシステムの改修業務の委託料でございます。

6目・高齢者福祉費、28節・繰出金でございます。こちらのほうは127万3,000円を計上しております。こちらは介護保険特別会計への繰出金でございますので、詳細につきましては、介護保険特別会計のほうで説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 15節・工事請負費、29万円でございますが、こちらはふれあいプラザの研修室のビルトインタイプの空調設備が故障し、約20年前のエアコンで修理ができないため、今回、同じ性能で壁掛けタイプのエアコンを設置いたしたく補正予算をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 2項・児童福祉費、3目・保育施設管理費で、補正額12万4,000円をお願いしております。

こども園施設管理費の産業医報酬で10万円をお願いしております。これはみょうじょうこども園で正職員数が50人を超えたため、労働安全衛生法により産業医の設置が必要になったことによるものです。

また、その下の衛生管理者講習会負担金につきましても、同様、衛生管理者を1名置くことが法律上必要であるために、管理者講習を受講するための負担金でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 失礼します。

6款・農林水産業費、1項・農業費、2目・農業総務費で、1万2,000円の追加をお願いしております。

12節・役務費で、役務費各種保険料の補正で、60周年記念事業といたしまして、7月1日に大淀海岸にて行います、未来の命を守る植樹祭における参加者の当日保険料でございます。

続きまして、3目・農業振興費で、27万2,000円の追加をお願いしております。13節・委託料で、農地転作法の改正により経営所得安定対策事業の管理項目が変わったため、電算システムのプログラム改修を行うもので、財源については、100%補助でございます。

続きまして、11ページでございます。

5目・農地費で906万9,000円の追加をお願いしております。内訳としまして、15節・工事請負費で779万1,000円でございます。こちらは国庫補助事業の農業基盤整備促進事業の下御糸中村地区の幹線排水路整備工事費で、国から前倒しで2カ年分の配分内示がありましたので、事業費の追加をお願いするものでございます。

19節・負担金補助及び交付金で127万8,000円をお願いしております。内容は土地改良区補助金で、大淀南区の揚水機及び揚水井戸で不具合が発生したため、明和土地改良区が事業主体となって実施する県単予防保全調査補修事業、この事業の補助残70%分の2分の1、35%分を補助するものでございます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 7款・商工費、4目・観光費で80万円の追加をお願いいたします。

15節・工事請負費で50万円の追加です。これは大淀ふれあいキャンプ場のトイレの改修工事で、現在、女子トイレ2基、男子トイレ1基が和式ですので、それを洋式に改修するものでございます。

19節・負担金補助及び交付金で30万円の追加です。町制60周年記念として、大淀祇園まつりに3台の山車を並べていただく経費について、観光協会を通じて特別補助するものでございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 10款・教育費、1項・教育総務費、2目・給食施設管理費で、小学校給食施設管理費の修繕で、21万5,000円をお願いしております。

これは下御糸小学校の給食室のガス漏れ警報器と連動した遮断弁の故障による修繕料でございます。

続きまして、2項・小学校費、1目・学校管理費の小学校施設管理費では、委託料として200万円をお願いしております。これは大淀小学校の空調設置にかかる設計業務委託料でございます。

続きまして、3項・中学校費の財源振替につきましては。

○議長（辻井 成人） 課長、座ってもらえるかな。

こども課長。

○こども課長（下村 由美子） 2目・学校運営費、小学校教育振興費の18

節・備品購入費で教材、備品等購入として153万円の追加補正をお願いしています。これは理科等の教材備品を購入するために、理科教育設備整備費等補助金を申請したところ、先般、補助金の内定通知がございましたので、追加補正を行うものです。

今年度は大淀小学校、明星小学校、修正小学校の3校で、理科設備と算数設備に活用する予定でございます。

○議長（辻井 成人） はいお待たせしました。教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 失礼しました。

3項・中学校費の財源振替につきましては、歳入でご説明をいたしますが、寄附金をいただいたもので、中学校建設費に充てるものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（下村 由美子） 13、14ページになります。

4項・幼稚園費で、2目・幼稚園運営費の20節・扶助費の施設型給付費150万円の追加補正は、私立幼稚園に在籍する3歳児が1名増加したことにより、1名分の施設型給付費150万円を追加補正するものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 5項・社会教育費、2目・社会教育費の教育集会所事業の施設等修繕料の9万7,000円につきましては、東行部の教育集会所の外部スピーカーに続くコードの老朽化により、近くの民家に緩衝したためコードを引き直すものでございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 4目・文化財保存活用費で330万円の追加をお願いします。

28節・繰出金330万円は、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金でございます。詳細は特別会計で説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○**教育総務課長（西尾 仁志）** 5目・ふるさと会館費のふるさと会館運営管理費の施設等修繕料の34万6,000円につきましては、ふるさと会館1階のエアコン機器に冷媒の漏れが見つかり、これからの季節において来館者に迷惑をおかけすることを防ぐため、冷媒、いわゆるガス漏れの修理を行うものでございます。

続きまして、6項・保健体育費、2目・体育施設費の修繕費で38万3,000円をお願いしておりますが、これは総合体育館のアリーナの雨漏り修繕と体育館前に設置しております、旗のポールが老朽化し倒れたことにより、全てを撤去するものでございます。

さらにその下の総合グラウンド運営管理費につきましては、91万8,000円をお願いしております。これは担い手センター入口付近の舗装道の陥没や弛みが多く見受けられ、雨天後にも雨水が多量に残り、運転にも支障が出ることから修繕をお願いするものでございます。

さらにその下のテニスコートほか運営管理費では、老朽化したテニスコートの人工芝の張替工事で、緊急的な修繕をしておりましたが、継ぎ接ぎだらけとなり、プレー中に足を引っかけて怪我をする恐れもありますので、今回、コート自体を新たに修繕するものでございます。

以上です。

○**議長（辻井 成人）** 総務課長。

○**総務課長（浅尾 恵次）** 13款・諸支出金、1項・基金費、15目・ふるさと基金積立金で3,594万6,000円を追加補正でお願いするものでございます。これはふるさと寄附金制度によりまして、平成29年度の寄附金額が確定したことによるもので、寄附金総額から必要経費を差し引いた額、1億2,594万6,000円のうち9月に9,000万円を積み立てておりますので、その差額をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**議長（辻井 成人）** 農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 15ページでございます。失礼します。

14款・災害復旧費、1項・農林水産業施設災害復旧費、1目・農地災害復旧費で4,975万円の追加をお願いしております。

15節・工事請負費で4,800万円を計上しております。台風21号被害にかかる国の災害復旧事業の補助要件を満たさず、未対応になっておりました斎宮きららの森や池村・上村の農道などにかかる復旧工事費でございます。

町単事業になりますが、財源は災害復旧事業債による借入を見込んでおります。

19節・災害復旧工事負担金で175万円を計上しております。こちらは山大量の県道と排水路の被災箇所について、三重県松阪建設事務所と受託契約を行っているもので、工事断面の変更等によって、事業費が増額になったことによる負担金の追加でございます。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ歳入をお願いいたします。

こども課長。

○こども課長（下村 由美子） 14款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1目・民生費国庫負担金、1節・児童保育費国庫負担金の75万円の追加補正は、歳出でご説明いたしました、私立幼稚園に新たに在籍することとなった1名分に対する施設型給付費の国の負担金でございます。補助率は2分の1でございます。

2項・国庫補助金、5目・教育費国庫補助金、2節・義務教育費国庫補助金の74万2,000円は、理科教育施設整備事業費補助で、歳出でご説明いたしました、理科教育設備整備費等補助金の内定に伴うものです。補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 14款・国庫支出金、3項・委託金、2目・民生費委託金、1節・社会福祉費委託金に84万2,000円を計上いたして

おります。こちらは歳出のほうで説明させていただきました、国民年金システムの改修業務の委託料に対する事務交付金でございます。全額交付対象となっております。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（下村 由美子） 15款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費負担金、3節・児童保育負担金の37万5,000円の追加補正は、歳出で説明いたしました私立幼稚園に新たに在籍することとなる1名分に対する施設型給付費の県の負担金でございます。補助率は4分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 2項・県補助金、4目・農林水産業費補助金で455万7,000円の追加をお願いしております。1節・農業補助金のうち直接支払推進事業費補助27万2,000円は、歳出で説明いたしました農地転作法の改正による電算システムのプログラム改修分に対する補助でございます。100%でございます。

農業基盤整備促進事業補助428万5,000円につきましては、同じく歳出で説明しました農業基盤整備促進事業中村地区の排水路整備に対する国の55%の補助金でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 17款・寄附金、1項・寄附金、1目・総務費寄附金で10万円をお願いするものでございます。これはサンライズクラブから寄附金60万円をいただきまして、当初50万円の頭出しをしておりましたので、差額の10万円をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 4目・教育費寄附金で100万円の補正をお願いしております。こちら学校教育費寄附金でございますけれども、中学校の建設事業に充てるものでございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 7ページ、8ページでございます。

19款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金で、前年度繰越金といたしまして、6,810万5,000円をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 20款・諸収入、4項・雑入、2目・雑入で、1節・雑入でございますが、153万円の補正をお願いしております。

そのうちコミュニティ助成事業費は210万円の補正で、金剛ヶ丘自治会の一般コミュニティ助成事業による自治総合センターからの収入でございます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） ふるさとのづくり支援事業補助57万円の減額でございます。これはふるさとのづくり支援事業の申請をしておりましたが、不採択の決定通知をいただきましたので、減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 21款・町債、1項・町債、3目・農林水産業債で310万円をお願いしております。これは農業基盤整備事業でございます、農業基盤整備促進事業の補助事業費確定に伴う増額でございます。

その下でございます。

8目・災害復旧費で3,340万円をお願いしております。これは農業用施設災害復旧事業債で、昨年の台風被害にかかります起債事業費が確定したことに伴いまして、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の54ページ、第2表 地方債補正をお願いします。

それでは、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） それでは、議案書の54ページをご覧いただきました



いと思います。

第2表 地方債補正でございます。

まず追加でございます。起債の目的は、単独災害復旧事業、限度額は3,340万円、起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、55ページをご覧いただきたいと思います。

変更でございます。起債の目的は農業基盤促進事業でございます。限度額は320万円、起債の方法は証書借入、利率・償還の方法につきましては記載のとおりで補正後の金額でございますけれども、限度額が630万円、起債の方法、利率・償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第50号の詳細説明を終わります。

---

### ◎議案第51号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第51号の説明を、歳入歳出を合わせてお願いいたします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 斎宮跡保存事業特別会計の補正予算の詳細説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。

斎宮跡保存事業特別会計予算書の7ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、3目・体験学習施設等管理費で10万円の追加でございます。

11節・需用費の消耗品費で10万円でございます。これは松阪市にあります株式会社アジアワールドコーポレーションさんから、寄附をいただいた10万

円を活用させていただいて、いつき茶屋等の施設に車椅子を補充するもの  
でございます。

4目・歴史的風致維持向上計画推進費で600万円を一般財源から国庫支出  
金へ財源振替をいたします。

5目・日本遺産魅力発信推進費で330万円の増額でございます。明和町日  
本遺産活用推進協議会で実施いたします、無形文化財記録映像作成事業の事  
業負担分の15%を交付金として補助するものがございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

戻っていただきまして、予算書5ページ、6ページをご覧ください。

1款・国庫支出金、1項・国庫補助金、3目・歴史的風致維持向上計画補  
助金で600万円の増額でございます。過年度分社会資本総合整備計画交付金  
でございます。

3款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金、1節・一般  
会計繰入金で330万円の増額でございます。これは歳出の不足する分につい  
て、一般会計から繰入を増額するものがございます。

4款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で600万円の  
減額でございます。当初繰越金を充てておりましたが、繰上充用処理の関係  
で、繰越金が0円となりましたので、減額するものです。なお、不足する財  
源につきましては、先ほど説明いたしました過年度分の国庫補助金を充てさ  
せていただきます。

5款・寄附金、1項・寄附金、1目・社会教育費寄附金10万円の増額で、  
1節・斎宮跡管理寄附金で10万円でございます。歳出で説明いたしました株  
式会社アジアワールドコーポレーションからの寄附金でございます。

以上でございます。

---

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

40分まで。

(午前 10時 30分)

---

○議長(辻井 成人) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 40分)

---

### ◎議案第52号の詳細説明

○議長(辻井 成人) 続きまして、議案第52号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長(堀 真) 失礼いたします。

農業集落排水事業特別会計の補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

それではまず歳出からご説明をさせていただきます。

農業集落排水事業特別会計の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思っております。

1款・事業費、1項・農業集落排水事業、1目・農業集落排水総務費で20万円の追加をお願いさせていただいております。

23節・償還金利子及び割引料で20万円の追加をお願いさせていただいてお

ります。委員会等でもご説明させていただきました下水道使用料の過年度におきまして、過誤納付についての還付金でございます。当初予算で5万円を計上しておりましたが、問い合わせ等も多く既決予算におきまして、不足が生じるため補正をお願いさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございます。

1ページに戻っていただきまして、5ページ、6ページのほうをご覧くださいと思います。

6款、1項、1目・繰越費で20万円の追加をお願いさせていただいております。歳出の増加に対する財源として追加をお願いさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

---

### ◎議案第53号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第53号の説明を、歳入歳出合わせでお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

続きまして、公共下水道事業特別会計について、ご説明をさせていただきたいと思います。

歳出からでございます。歳出の7ページ、8ページをご覧くださいと思います。同じく1款・事業費、公共下水道事業費、1目・公共下水道総務費で20万円の追加をお願いさせていただいております。

23節・償還金利子及び割引料で20万円の追加をお願いさせていただいております。こちらも農業集落排水事業同様、下水道使用料、過年度におきます過誤納付に対する償還金でございます。こちらも当初予算5万円を計上しておりましたが、問い合わせ等も多く既決予算で不足を生じるため補正をお願

いさせていただくものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、5 款、1 項、1 目・繰越金で20万円の追加をお願いさせていただいております。歳出増加に対する財源として追加をお願いさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

---

### ◎議案第54号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第54号の説明を、歳入歳出合わせてお願いいたします。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 介護保険特別会計補正予算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書、介護保険特別会計の7 ページ、8 ページをご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費、13 節・委託料で113万円をお願いしております。こちらは介護事業所に対する実地指導業務の委託料として、追加補正をお願いするものでございます。

町が指定する介護保険事業所22カ所のうち8事業所の実地指導を行いたいと考えております。

3 款・地域支援事業費、3 項・包括的支援事業任意事業費、4 目・任意事業費、13 節・委託料に54万円をお願いいたしております。こちらは成年後見制度を利用支援事業にかかるもので、成年後見人の申立てにかかる親族調査の委託料でございます。

今回、身寄りのない認知症の高齢者の方からの相談が2ケースございまして、調査を行う必要があることから追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、20節・扶助費に成年後見利用支援事業利用助成として20万円をお願いしております。こちらも成年後見制度利用支援事業にかかるもので、先ほど説明申し上げました調査の結果、申立者がいない場合、町長が成年後見人の申立てを行って、その申立費用の助成を行うものでございます。

次に、歳入でございます。

予算に関する説明書の介護保険特別会計の5ページ、6ページをご覧ください。

6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、3目・地域支援事業繰入金、1節・現年度分に14万3,000円を計上いたしております。これは成年後見制度利用支援事業にかかるもので、先ほどの委託料と扶助費の町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、4目・事務費繰入金、1節・事務費繰入金に113万円を計上いたしております。これは介護事業所に対する実地指導業務の委託料を一般会計から繰り入れるものでございます。

7款・繰入金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に59万7,000円を計上いたしております。これは成年後見制度利用支援事業にかかるもので、委託料と扶助費について、町負担分との差額分、不足する財源分を調整するものでございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は6月15日に行うことにします。

## ◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 10時 45分）

---